

新市名称「薩摩川内市」に使用する漢字字体について

1 新市名称に使用する漢字字体について

(1) 「サツ」の漢字字形

- ・「立サツ」「文サツ」とも常用漢字表にない。

(2) 行政実例（S28.2.9）

- ・市町村の名称や市町村内の町名、字名等については、必ずしも人名のように当用漢字によることが要求されていないから、法律上はいずれによっても差し支えない。（当用漢字は常用漢字に読み替え）

(3) 総務省見解

- ・「立サツ」「文サツ」どちらを使用するかは各自治体の判断であり、総務省告示された名称が新市の正式名称となる。

(4) 県地方課意見

- ・新市名称として「立サツ」で廃置分合申請、総務省告示を求めるのであれば、申請書にその理由を記載してもらいたい。（県の議案では、「サツマゲン」の「サツ」の漢字字形は、公示された際の漢字字形「文サツ」を使用するので、字形が異なる理由の説明が必要）

* 8町村の例規の「サツマゲン」には両漢字字形が使われている。

2 漢字字体「サツ」の位置づけ等

平成12年12月 国語審議会は「表外漢字字体表」（常用漢字表以外の漢字に関する印刷標準字体）を文部大臣に答申。

- ・印刷文字字形「文サツ」、筆写の楷書字形「文サツ」、手書き上の習慣による字形「立サツ」。
- ・表外漢字字体表にない表外漢字の使用を制限するものではない。
- ・表外漢字表の告示は、答申の内容を踏まえた対応を期待するとして見送り。

平成16年2月 JIS規格改正（経済産業省）

- ・標準字形「文サツ」、例示字形「立サツ」のうち、例示字形を「文サツ」に変更。
- ・パソコンなどに登載される字形の変更を求めるものではない。
- ・パソコンなどに登載される字形が、徐々に印刷標準字体に変更されることが期待される。

3 「立サツ」で廃置分合申請し、告示を求める理由

- ・JIS規格が「文サツ」となったが、「立サツ」の漢字字形が法的に使用できなくなるものではない。
- ・「薩摩川内市」の「立サツ」の字形については、当該字形による新市名称の応募が多数であったこと、合併関係市町村議会において当該字形による廃置分合関連議案が可決されていること、合併関係市町村・議会における公文書で当該字形が日常的に使用されていること、新聞等で使用されていること、などから、新市名称に使用したい。